

○横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、横浜市立小学校、横浜市立中学校（横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び横浜市立南高等学校附属中学校を除く。）及び横浜市立義務教育学校（以下「市立学校」という。）の通学区域を定めるとともに、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、就学予定者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令に規定する就学予定者、学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）の就学すべき学校の指定等について必要な手続を定めることを目的とする。

（平23教委規則20・平28教委規則3・平28教委規則10・一部改正）

（通学区域）

第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。

2 前項の通学区域を変更しようとするときは、その通学区域に関係のある区長及び校長の意見をきくものとする。

（就学すべき学校の指定等）

第3条 就学予定者等が市立学校に就学（転入学を含む。）する場合は、その者の住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の住所をいう。以下同じ。）が属する区域を所管する区長（以下「居住区の区長」という。）は、別表に基づいて就学予定者等の就学すべき学校を指定し、就学通知書（第1号様式又は第1号様式の2）又は入学通知書（第2号様式）をもってその者の保護者（親権を行なう者。親権を行なう者がいないときは後見人をいう。以下同じ。）に通知する。

2 通学区域の変更により就学予定者等の就学すべき学校の指定を変更する場合は、居住区の区長は、学校指定変更通知書（第3号様式）をもってその者の保護者に通知する。

（昭62教委規則6・平6教委規則11・平10教委規則3・一部改正）

（特別調整通学区域）

第4条 教育長は、市立学校の施設及び通学路の状況等を考慮のうえ、第2条第1項の規定にかかわらず、市立学校について特別調整通学区域を定めることができる。

2 居住区の区長は、就学予定者等の住所が特別調整通学区域にあり、かつその者の保護者が希望するときは、前条の規定にかかわらず、教育長が定める市立学校を、当該就学予定者等の就学すべき学校として指定することができる。

(昭62教委規則6・一部改正)

(指定外学校への就学)

第5条 保護者は、次に掲げる各号の一に該当する場合に限り、就学予定者等を指定を受けた市立学校（以下「指定校」という。）以外の市立学校へ就学させることを居住区の区長に願い出ることができる。

- (1) 通学距離、所要時間又は通学経路について、指定校と就学を希望する市立学校（以下「希望校」という。）とを比較した場合に、当該就学予定者等又は保護者に対して著しく過重な負担となるとき。
- (2) 当該就学予定者等の身体的原因により、指定校への通学と希望校への通学を比較した場合に、当該就学予定者等又は保護者に対して著しく過重な負担となるとき。
- (3) その他特別な事由により、指定校への就学が当該就学予定者等又は保護者に対して著しく過重な負担となるとき。

2 保護者は、前項の願い出をしようとするときは、指定地区外就学許可願書（第4号様式）に、指定校の校長及び希望校の校長の承諾を証する書面その他の書類で区長が必要と認めたものを添えて、願い出なければならない。ただし、指定校に学校教育法第81条第2項に規定する学級が設置されていないため、就学予定者等が当該学級の設置されている指定外の市立学校に就学する場合の手続は、この限りでない。

3 前項の願い出を受けた区長は、その願い出に相当の事由があると認めるときは、保護者及び関係学校の校長等に指定地区外就学許可書（第5号様式）をもって通知する。

4 保護者は、就学予定者等を市立学校以外の学校に就学させようとするときは、区域外就学届出書（第6号様式）に、その就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添えて、居住区の区長に届け出なければならない。

(昭62教委規則6・全改、平10教委規則3・平16教委規則7・平19教委規則

18・平26教委規則11・一部改正)

(市外居住者の就学)

第6条 横浜市外に居住する就学予定者等の保護者は、就学予定者等を市立学校に就学させようとするときは、市外居住者就学許可願書（第7号様式）に、希望校の校長の承諾を証する書面及び区長が必要と認めた証明書等を添えて、希望校の通学区域が属する区の区長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた区長は、学校教育法施行令第9条第2項の規定に基づく協議を経たのち、その願い出に相当の事由があると認めるときは、保護者及び希望校の校長に

市外居住者就学許可書（第8号様式）をもって通知する。

（昭62教委規則6・全改、平10教委規則3・一部改正）

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（昭62教委規則6・追加）